

全国都市緑化仙台フェア基本構想懇談会設置要綱

(令和2年3月25日市長決裁)

(設置)

第1条 (仮称) 全国都市緑化仙台フェアの開催に関する基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するに当たり、有識者等の意見を反映させるため、「全国都市緑化仙台フェア基本構想懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 懇談会は、基本構想の策定に関することについて、協議するものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。

- 委員は、学識経験者、緑化に関する活動を行う団体の構成員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 委員の任期は、委嘱又は任命の日から懇談会の解散の日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 座長は、委員の互選によって定め、副座長は、座長の指名する者をもって充てる。
- 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、懇談会の会議を招集し、その議長となる。

- 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料提出その他の協力)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(解散)

第7条 懇談会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、建設局百年の杜推進部百年の杜推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、懇談会の解散の日限り、その効力を失う。